

水産政策審議会資源管理分科会
第125回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第125回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和5年6月12日（月）10:00～12:16

場 所：農林水産省7階 講堂

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

- 諮問第419号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）及び大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の別紙2の変更並びにあおざめ（南大西洋海域）の別紙2の追加）について
- 諮問第420号 特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等10国際資源）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について
- 諮問第421号 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令案について
- 諮問第422号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について
- 諮問第423号 うなぎ養殖業の許可の適格性のうち養殖場の基準の制定に係る告示について
- 諮問第424号 特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

【審議事項】

- ・ 第13回及び第14回資源管理手法検討部会の結果について

【報告事項】

- ・ 太平洋クロマグロの資源管理について
- ・ 国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 皆さん、おはようございます。予定の時刻となりましたので、ただいまから第125回資源管理分科会を開催いたします。

本日、事務局を務めます管理調整課長の水川です。よろしくお願いいたします。

まず初めに案内ですけれども、発言の際、事務局の方からマイクを発言される方にお持ちをいたしますので、発言される方は挙手を頂きまして、マイクを持っていきます。そこから発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議で御参加の方いらっしゃいますけれども、御発言される時はWebexのマイク機能をオンにして御発言を頂ければと思います。それ以外のときはミュートの状態にさせていただきよう、お願いを申し上げます。また、音声が届かないことあるかもしれませんが、その場合はチャット機能などで事務局にお知らせいただければと思います。

それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。そして、本日ですけれども、分科会の委員、ウェブ出席の方を含めまして10名中9名の方に御出席を頂いており、定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立ということでございます。また、特別委員は、ウェブ会議の参加の方を含めまして16名中12名の方に御出席を頂いているところであります。

続きまして、資料です。本日の配付資料について確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中に資料が入っておりますかと思いますが、まず議事次第が1枚目でございます。そして、2枚目に資料一覧という紙があるかと思いますが、非常に大部な資料になっておりますが、資料1から枝番を含めまして資料10まででございます。今ぱっと見ていただいて、何か資料の中で抜けているところ、もしお気づきの場合は教えていただければと思いますが、もちろん会議中に議題に達したときに資料がないということにお気づきのときは、その際、事務局にお申出を頂ければと存じます。

今のところ資料の不備、ぱっと見てお気づきの方いらっしゃいますかね。大丈夫でしょうか。いずれにしてもお気づきのときに隨時言っていただければ、事務局の方で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、報道関係の方いらっしゃいますでしょうか。カメラ撮り、ここまでとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者 退出)

○管理調整課長 それでは、ここまで以上ですけれども、この後の議事の進行の方は田中

分科会長の方をお願いします。よろしく願いいたします。

○田中分科会長 皆さん、おはようございます。

本日は、諮問事項が6件、審議事項が1件、報告事項が2件でございます。議事進行への御協力、よろしく願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしく願いいたします。

それでは早速ですが、これより諮問事項に移ります。

まず、諮問第419号「資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）及び大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の別紙2の変更並びにあおぎめ（南大西洋海域）の別紙2の追加）について」です。

それでは、事務局より説明よろしく願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

私の方からは、諮問事項の419、420、421を説明させていただきます。これはいずれも、大西洋まぐろ類保存国際委員会、いわゆる I C C A T の保存管理措置等を国内に手当するというものでございます。

それでは、まず諮問419号の諮問を読み上げます。

5 水管 第551号

令和5年6月12日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（大西洋くろま

ぐろ（西大西洋海域）及び大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の別紙2の変更並びにあおざめ（南大西洋海域）の別紙2の追加）について（諮問第419号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

私の方からは、資源管理基本方針別紙2の一部改正について説明させていただきます。お手元の資料番号2の束の7ページを開いていただきたいと思います。

2022年11月の大西洋まぐろ類保存委員会、以下 I C C A T といいますが、の年次会合において新たに北緯5度の線以北の海域を除く海域、これを南大西洋海域といわせていただきますが、におけるあおざめの漁獲量を制限する措置が新たに定められました。今般 I C C A T で採択された保存管理措置を踏まえ、南大西洋海域のあおざめについても漁獲可能量による管理を行うこととし、令和5年管理年度から漁獲量の総量による管理を行うことといたします。

基本方針別紙2の本文の内容については、戻っていただき、資料番号2-1、5ページと6ページで御説明させていただきます。

あおざめ（南大西洋海域）は I C C A T において管理されており、資源管理目標及び漁獲シナリオは I C C A T で決定されたものに従って記載いたします。大臣管理区分はかつお・まぐろ漁業で、漁獲量の報告頻度は10日ごとといたします。漁獲可能量は I C C A T で決定された保持上限を基に設定いたします。令和5管理年度の漁獲可能量については、この後の諮問で説明させていただきます。

改正事項1に関する説明は以上となります。

次に、改正事項2、大西洋くろまぐろについて説明させていただきます。もう一度、資料2-2の7ページをお開きください。

特定水産資源のうち【別紙2-13】大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）と【別紙2-14】大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）について、2022年11月の I C C A T の年次会合において管理戦略評価、M S E といっていますが、が取り入れられることとなったため、資源管理基本方針の「第3 資源管理の目標」と「第4 漁獲シナリオ」の変更を行います。

戻っていただき、3ページの新旧改正を御覧ください。

資源管理基本方針において、「資源管理の目標」となる資源の資源水準の値を定め、その目標を達成する「漁獲シナリオ」を設定することになっています。I C C A Tにおける大西洋くろまぐろの資源管理目標は東西資源ともに神戸プロットの緑の領域、いわゆる資源状況が健全な状況で漁獲圧も適切な状況となる状態を60%以上の確率で達成する資源状態とすることが管理目標として設定されたことから、資源管理基本方針の資源管理の目標としても、「親魚資源量を最大持続生産量を達成するために必要な水準以上の値とし、かつ、漁獲圧を最大持続生産量を達成する水準以上の値とする」といたしました。

また、漁獲シナリオは、「令和34年（2052年）に、少なくとも60パーセント以上の確率で第3の資源管理の目標を達成するよう漁獲圧力を決定する」といたしました。

改正事項2に関する説明は以上となります。また、本諮問事項に関する説明も以上となります。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

アオザメの勧告が加わったのと漁獲管理、ハーベストコントロール・ルールです。漁獲管理ルールが新たに採択されたのでそこが変更になったということで、国際条約なんでは是非もないと思うんですけども、よろしいでしょうか。

ほかに、ウェブ参加の出席の方もよろしいでしょうか。

特段御意見、御異議ないようですので、それでは原案どおり承認していただいたということで、よろしいでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 すみません。1点、ちょっと付け加えさせてほしいところが。

○田中分科会長 はい、どうぞ。

○かつお・まぐろ漁業室長 なお、ただいま説明した資源管理基本方針一部変更案については、4月15日から5月14日までパブリックコメント手続を実施したところ意見等はありませんでした。

なお、今後、原案に大きな変更が生じることがあった場合は、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については分科会長了解の上、修正したいと考えております。

よろしく願いいたします。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。原案どおり承認していただいたということで。

（異議なし）

○田中分科会長 特段御異議ないようですので、そのように決定いたします。

それでは、続きまして、諮問第420号「特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等10国際資源）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」に移ります。

それでは、事務局より資料の説明よろしくお願いたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 資料は3の束になります。

まず、諮問文を読み上げます。

5水管第548号

令和5年6月12日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等10国際資源）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第420号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）並びにあおざめ（南大西洋海域））に関する令和5管理年度における漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料3の9ページをお開きください。表になってございます。

今回、漁獲可能性を設定する資源においては、令和5管理年度は令和5年8月1日から令和6年7月31日までの期間です。また、大臣管理区分は全ての資源でかつお・まぐろ漁業、いわゆる遠洋まぐろはえ縄による漁獲となります。

毎回説明させていただいておりますが、各資源の大臣管理漁獲可能性は9ページの上に記載がございまして、まず、地域漁業管理機関RFMOから決定された国別割当量より、前年からの繰越量や他国への移譲した量を差し引き、さらにそれから国の留保枠を差し引いたものとなります。今回の各資源の大臣管理漁獲可能性は、「(A) - (B)」は漁獲可能性(A)から国の留保枠(B)を差し引いた値として、表の一番右の列に設定いたします。

繰り返しになりますが、漁獲可能性(A)は、大西洋くろまぐろ類保存国際委員会、ICCATでの協議の結果、我が国に割り当てられた初期割当量に、昨年からの繰越量、他国から我が国への移譲量を合計し、また我が国から他国への移譲量を差し引いて設定いたしました。計算過程は10ページを御覧ください。

留保枠(B)については、2019年から2021年の過去3年管理年度における放流・投棄量等の推定死亡量の実績を基に設定いたしました。にしくろかじき(大西洋条約海域)、にしまかじき及びふうらいかじき(大西洋条約海域)、あおざめ(南大西洋海域)はICCATにおける国別の割当量が陸揚量として設定され、放流・投棄量が漁獲実績に含まれないため留保枠を設けていません。また、めかじき(北大西洋条約海域)については、令和4年度の漁獲実績から繰越量を決定しますが、本漁期の繰越可能な数量が未確定であるため今年の年次会合で確定次第、漁獲可能性を設定する予定です。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

私の方から一つ。新しく加わったアオザメ等、我が国の漁業へ何か特別影響がありますでしょうかね。

○かつお・まぐろ漁業室長 アオザメは、CITESその付属書2に2019年掲載されています。その際、当然日本は留保してございまして、アオザメは従前はEU等に輸出していたんですが、その留保したことによって輸出手続きが必要になったこと、それからICCAT沿岸国の港に入った際の港内における検査等が厳しくなったことから、業界においてなるべく

アオザメを捕獲しないようにという指導をしまして、その結果、非常に今漁獲が低調になっておりますので、今般の規制の導入というのは業界にとってはそれほど大きな問題にならないというふうに考えております。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

ウェブ参加の方も、はい、特段ないということですね。

ありがとうございます。

それでは、ほかにないようでしたら、原案どおり御承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 特段御異議ないようですので、本件につきましても、そのように決定いたします。

それでは、続きまして、諮問第421号「漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令案について」に移ります。

それでは、事務局から資料の説明よろしくお願いたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 資料は4の束になります。

まず、諮問文を読み上げます。

5 水管 第546号

令和5年6月12日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正す

る省令案について（諮問第421号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条の第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

なお、ただいま御説明した漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案については、4月7日から5月6日までパブリックコメント手続を実施したところ、1件の意見がありました。内容の変更を求めるものではありませんでした。

なお、今後、原案に大きな変更が生じることになった場合は、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については分科会長の御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

資料4の右下、大きな番号5ページの趣旨を御覧ください。

令和4年11月に開催されたI C C A T年次会合では、大西洋条約海域のうち北緯5度の線以北を除く海域、南大西洋海域と呼んでいますが、で漁獲されたあおぎめの保持上限が定められ、我が国では特定水産資源として管理を行うこととしました。同年次会合では、南大西洋海域で漁獲されたあおぎめの転載を禁止する保存管理措置についても、新たに採択されました。これを踏まえて我が国においても当該保存管理措置を担保するため、南大西洋海域で漁獲されたあおぎめの転載を禁止する改正が必要となっており、大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内いわゆる港内転載の禁止及び大西洋条約海域いわゆる洋上転載の禁止について、大西洋条約海域のうち北緯5度の線以北を除く海域で漁獲されたあおぎめを追加する改正を行いました。

戻って、大きな番号3ページ、4ページについて新旧対照を御覧ください。3ページの一番後ろの上段、大西洋の港内転載についての新旧です。めくって4ページ、第2項に転載の禁止の記載をしております。4ページの欄の上段、洋上転載の記載についても同様に第2項に記載してございます。

戻っていただいて2ページについてですが、細かい修正ですが、表記統一の観点から、これまでの省令の改正については大きい「つ」の表記を促音、小さな「っ」に変更してございます。

予定としましては、7月上旬頃に公布し、大西洋の漁期が始まる8月1日から施行した

いと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中分科会長 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等あれば、よろしくお願いたします。

これも是非もない決定だと思うんですけども、よろしいですか。ウェブ参加の方も、特段御意見ないということで。

それでは、ほかにないようでしたら、本件につきましても、原案どおり御承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 特段御異議ないようですので、そのように決定いたします。

それでは、続きまして諮問第422号「内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について」に移ります。

それでは、事務局より資料の説明よろしくお願いたします。

○内水面漁業振興室長 水産庁漁場栽培養殖課内水面漁業振興室長の生駒でございます。

私の方から諮問422号と423号について説明させていただきます。いずれも、うなぎ養殖業の許可に関するものでございます。

まず、諮問第422号。資料5-1を御覧ください。

諮問文、読み上げます。

5 水推第473号

令和5年6月12日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について（諮問第422号）

別紙の公示案により、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第30条において準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第42条第3項及び第46条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示の内容につきまして、資料5-2を基に説明させていただきます。資料5の束の11ページを御覧ください。

本公示は、平成28年にうなぎ養殖業が内水面漁業の振興に関する法律に基づく許可を要する指定養殖業となったことに伴い、それ以降毎年度、養殖の許可を行うに当たり制限措置の内容等を公示しているものでございます。

本年、令和5年11月1日から1年間の許可を行うに当たりまして、今般それに係る制限措置の内容、許可の申請すべき期間、許可の有効期間並びに許可の基準等を定めるものでございます。

内容は、基本的に現在の許可に係るものと同様でございますが、2の概要にございますが、まず許可をすべき水産動植物の総量。こちらの方は日・中・韓・台湾の4か国地域による共同声明の考え方を継続するということが確認されておりますので、前漁期と同様、にほんうなぎについては21.7トン、にほんうなぎ以外の種のうなぎ、いわゆる異種うなぎについては3.5トンとすることで、変わりございません。

養殖場の総面積についても変更ございません。

そして、養殖場の数でございますが、こちらの方は現時点での許可を受けて養殖業を営んでいる数をベースに公示をいたしますので、昨年度若干変更が生じておりまして、にほんうなぎについては449件。昨年451件ですが、2件、期中に許可がなくなりましたので449件となっております。異種うなぎについては103件。こちらは前年と変更ございません。

それぞれにつきまして、国内で一度も飼育されたことがない初めて池入れされるシラス

ウナギについて、それから他の養殖場で一度養殖されたことがあるウナギ、クロコについて、それぞれを養殖する養殖場について内訳を示しております、にほんうなぎの場合はですね、シラスについては415。養殖されたことがあるうなぎについては34。こちらについても実績ベースで、シラスについては昨年より減っており、クロコの方は昨年より増えてございます。にほんうなぎ、異種うなぎについても同様に内訳を定めてございます。

許可の申請期間でございますが、令和5年7月1日から10月2日までとしております。これ、9月30日が土曜日になりますので翌週明けの10月2日までということにしてございます。

許可の有効期間でございますが、これまでと同様1年間とすることとしております。原則は5年ではございますが、この件に関しましては、その国際協議の結果等によって許可をすべき水産動植物の総量が変わるということもあり得ますので、当面は1年間で許可を更新していくこととしてございます。

許可の基準につきましては実績者を優先するという事で、考え方についてはこれまでと変わりはございません。期中に廃業があつて空き枠が生じた場合には、新規の許可申請者に対して許可を発給していくと。空き枠を超えるだけの申請があつた場合には、くじにより公正に決定するという事でございます。

今後のスケジュールでございますが、6月30日にこの告示を公示いたしまして許可を申請、10月2日まで許可申請、11月1日から許可ということとしてございます。

私からの説明は以上になります。よろしく御審議お願い申し上げます。

申し訳ありません。この件に関しましては5月2日から6月1日までパブリックコメントを行ひまして、内容に関する意見というものは提出されてございません。

○田中分科会長 原案に大きな変更があつた場合。

○内水面漁業振興室長 内容の変更を求めるような意見は提出されてございませんが、原案に大きな変更が生じることとなつた場合は、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更につきましては分科会長御了承の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

すみませんでした。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。

山内特別委員、どうぞ。

○山内特別委員 ありがとうございます。

許可の件、申請に直接ひもづく質問ではないんですけども、流通適正化法の施行によってシラスウナギも第一種の範囲に含まれていて、一方で猶予がありますので、まだ始まってはいないところだと思います。そのあたり、この許可を得て実際に池入れされている皆様の方とは、どういった形でその新しい流通法の施行に向けて進捗があるのかということをお聞きしたいことが1点と、あと日本の国内で獲られたシラスウナギについては第一種になりますので流通法の範囲になりますが、輸入されるシラスウナギについては第二種の方の範囲にシラスウナギが入っております。このあたりはどういうふうに実際池入れのところでは区別されたりですとか、そのあたりのチェックというのを実際されていこうとしているのかということをお聞きさせていただければと思います。

○田中分科会長 2点、質問。

○内水面漁業振興室長 ありがとうございます。

まず、1点目の流通法に関するスケジュールでございますが、令和7年12月から開始に向けて、現在、そのウナギのシラスのトレーサビリティ・システムについて仕組みを検討しているところでございます。なるべく現場に実装しやすいような形ということで、スマートフォンを用いたバーコードを付与してトレースしていくという仕組みを今検討してございまして、実際にシラスウナギの流通に携わっておられます事業者の方々の意見も聞きながらシステムの構築をしているところでございます。引き続き現場の方とはよく意見交換しながら、実際に混乱なく実装できるものの開発を進めていきたいと考えてございます。

2点目なんですけれども、現時点で取りあえずは国内で採捕されたものから始めるということで、そこは、国内で採捕されたところから流通に乗るところで、まずはバーコードを付与してトレースしていくということになりますので、そちらの方は確実にトレースできるシステムを構築するというところで今検討をしております。

輸入シラスに関しては、その次の課題と考えておりますので、国内の方のトレーサビリティ・システムの状況とかを見極めながら、また検討していくということになるかと思っております。

○田中分科会長 よろしいですか。

ほかにもございますでしょうか。

はい、齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 日本以外のウナギというのは、ヨーロッパウナギとかインドネシアはよく別種であるというのは分かるんですけども、台湾等のウナギもこれは別種ということなんですか。

○内水面漁業振興室長 今の御質問ですけども、ニホンウナギ、いわゆるウナギですよ。ニホンウナギも、日本に来遊するシラスもありますし台湾や中国に来遊するものもあります。ですので、台湾、中国経由で日本に入ってくるものの中に、当然ニホンウナギというものもございます。それとは別に、東南アジアの方から入ってくるビカーラとか、いわゆる異種ウナギ。アメリカウナギは北米、南米の方からですけども、別の種類もあるということで、東アジアの国の中から入ってくるウナギの中にはニホンウナギもあり得るということです。

○田中分科会長 よろしいですか。

じゃ、ウェブ参加の佐々木委員、どうぞよろしくお願いします。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。佐々木でございます。

私はウナギの状況についてすごく正確に知っているわけではなくて、単に疑問と申しますか、質問させていただきたいと思えます。

少し前にスペインに参りました折に、スペインにはウナギの稚魚をオイル煮にする有名な伝統料理があるんですけども、それがもう今全く作れなくなっているというふうに、規制も含めてですね、聞きました。マーケットの方にウナギの稚魚を模したかまぼこのようなすり身で作ったものがたくさんあって、それがすごくショッキングに食文化をバックグラウンドとする私としては映った記憶がございます。

今、日本のウナギ、本当に減っているというふうに聞いているのですけれども、その中で、この養殖のシステムがずっと今後もサステナブルな形で続いていくのか、私たちが食べ続けていけるのかというところの、その辺の確証があってこういうシステムになっているのかという単純な疑問でございます。

すみません。獫とした質問で申し訳ないんですけども、お答えいただくことは可能でしょうか。

○田中分科会長 はい、どうぞ。

○内水面漁業振興室長 ありがとうございます。

ウナギに関しましては、平成24年ぐらいから、非常にシラスが獲れない不漁の年が、不漁が続きまして、それをきっかけに日本、中国、韓国、台湾の4か国で共同声明を出しま

して池入れ量をまず制限しましょうということで、現在のこの仕組みがスタートしてございます。

ウナギに関してはほかの魚以上に生態的に分からないことが多くて、減少傾向にあるというのは事実であると思いますが、それがどの程度であるのか。太平洋の遠いところで生まれて海流に乗って日本、東アジアに流れてくるものですから、来遊する量が減ったからといって、資源量全体が、じゃ、それがどのくらい減っているのかというようなことがなかなか分からない状態でございます。ですので、まずは池入れ量を増やさないようにしようということで4か国でそういった措置を取ってきておまして、それを確認しながら現在に至っていると。並行して、その4か国と地域の科学者の間でも知見を持ち寄りまして、ウナギの資源状態等について検討を行っております。そういうところで何らかの知見が得られれば、それを反映する形でこういった仕組みを修正していくということになろうかと考えております。

○田中分科会長 よろしいでしょうか。

○佐々木特別委員 分かりました。私たち、食文化という面でもウナギというのは本当に大きなものですので、確実に食べ続けていかれるように、ぜひ研究の方も進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○田中分科会長 要望を承ったということで。

確かにスペインに行くとかニカマボこの技術を使ったまがい物のオイル漬けが売ってあるのは、あれは確かにショッキングかもしれないですね。

ほか、よろしいでしょうか。

大森特別委員もよろしいですか。はい、ありがとうございます。

○大森特別委員 すみません。今、資源が減っているんじゃないかというような御意見がありましたけれども、2021年でしたかね、シラスがたくさん獲れまして漁期を途中で全面的にやめました、早くですね。21.7トンという規制の中で、これがこのまま獲り続けるとそれをオーバーしそうだということで、それを前もって、4月終わりまで獲るんですけども、3月の初めぐらいで漁期を全国的にやめたというような事例が、去年、おとしですかね、ありましたので御報告いたします。

○田中分科会長 ありがとうございます。

よろしいですか。ほか、ウェブ参加の方も特段ないということで。

それでは、ほかはないようでしたら、原案どおり承認をしていただいたということでよ

ろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 ありがとうございます。

特段御異議ないようですので、そのように決定いたします。

それでは、続きまして、諮問第423号「うなぎ養殖業の許可の適格性のうち養殖場の基準の制定に係る告示について」に移ります。

事務局から資料の説明、よろしくお願ひいたします。

○内水面漁業振興室長 それでは、資料6-1を御覧ください。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

5 水推第474号

令和5年6月12日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

うなぎ養殖業の許可の適格性のうち養殖場の基準の制定に係る告示について（諮問第423号）

別紙の公示案により、うなぎ養殖業の許可の適格性のうち養殖場の基準を定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第30条において準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第41条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示の内容につきましては、資料6-2を基に説明させていただきます。つづりの中の7ページを御覧ください。

先ほど説明させていただきましたうなぎの養殖業の許可を行うに当たり、その許可を受ける者の適格性について内水面漁業の振興に関する法律において準用する漁業法において定めているところでございます。その中で、うなぎの養殖施設に関しても適格性が示されているんですが、これにつきましては、このうなぎの養殖業の許可というのが平成28年に始まりまして、これまで大部分がそれまで以前からうなぎの養殖をしていた方からの申請に係るものでありましたので、そういった方々は全て適正に養殖ができるということでございましたので、これまで特段その施設の基準を定めてはございませんでした。

ただ近年、今までうなぎの養殖をされていなかった方からの新規の許可というものが増えてきているということ、それから中には単にまず許可を、当面は実際に養殖を始める意思がないにもかかわらず、許可を単に保有することを目的とした許可申請ではないかというようなものもありましたので、そういったものに対してやっぱり最低限の基準は示しておく必要があるということ、今般、養殖場の基準を定めるものでございます。

基準の概要でございますが、うなぎの養殖におきましてはビニールハウスを使った池だとか、室内のタンクだとか、いろんなやり方で養殖はされておりますので、養殖場の面積であったり容積であったり、そういった形で数値的に基準を示すということは難しいということで、この告示におきましては、うなぎ養殖業を営む上で必要な生産面の機能を文章で示すということで養殖場の基準とさせていただきます。最低限これは必要だということ、ごくごく基本的な内容としてございます。

この告示の内容につきましては、8ページを御覧ください。

8ページの表に示しておりますのが基準でございます、飼育水、給餌、飼育場、飼育管理、それぞれについて定めてございます。

飼育水につきましては、養殖するための水が使用できて、かつ排水ができるということ。給餌につきましては、給餌手段が整っていること。飼育場につきましては、うなぎの生態に応じた構造であって、うなぎの逃亡、逸出やあと鳥獣による食害等の被害を防げるものであることで飼育管理ができることということで、これらを基準としてございます。

そして、今後のスケジュールでございますが、令和5年6月30日に公示をいたしまして、今年度から新規に許可申請をしてくる者に対しては今年度の許可からこの基準を適用いたします。これまで既にうなぎ養殖業を営んでいる方で、継続して今年度の許可を申請される方に関しましては、1年間の猶予を置きまして来年度から適用するということとしてございます。

本件につきましても、5月2日から6月1日までパブリックコメントを行っておりまして、2件の意見がございましたが内容の変更を求めるようなものではございませんでした。ですので、今後、原案に大きな変更が生じることになった場合には、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更につきましては分科会長御了承の上、修正したいと考えておりますので、御了承を頂ければと思います。

説明については以上になります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。

これ、私の方から一つ。具体的には何か、この七つぐらいあったと思うんですけど、これに該当するような書類というか申請のときに求めるんですか。

○内水面漁業振興室長 許可申請に当たっては、その施設の図面もこれまでも求めておりますので、それをチェックしながらこれらに適合しているかどうかを審査していくことになろうと思います。

○田中分科会長 はい、ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

新たに空枠許可など起きないようにということも含めて、チェックするということだと思えます。

はい、どうぞ、大森委員。

○大森特別委員 すみません。ちょっとお聞きします。

先ほど今年度から申請して1年留意するということは、1年引き延ばされるということですか。どうなんでしょうか。

○田中分科会長 はい、水産庁。

○内水面漁業振興室長 本基準自体は6月30日に告示をいたしまして、そこから発行します。ですので全く新規に許可をされる方は、これに基づく施設をもって許可申請をしていただくこととなりますが、これまで許可を持っておられる方、もう既に養殖場があって今現在営んでおられる方につきましては、直ちにこれを適用するというのではなくて、来年度の許可、恐らく引き続き継続で許可申請されると思いますので、そのときまでにこれに合うようにということでございます。ただ基本的に、この許可の内容、今、養殖されている方に関しては当然満たしていると思われまますので、何かこのために新たに施設を変えるとかというようなことが必要になるとは考えてはございません。

○大森特別委員　そういう意味ですね。はい、分かりました。

○田中分科会長　よろしいですか。

○大森特別委員　ありがとうございます。

○田中分科会長　はい、ありがとうございます。

ほかに、御意見、御質問等ございますでしょうか。

ウェブ参加の方もよろしいですか、特段ないということで。

それでは、ほかにないようでしたら、本件につきましても、原案どおり承認していただいたということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長　特に御異議ないようですので、そのように決定いたします。

ありがとうございました。

それでは、次に、諮問第424号「特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について」に移ります。

それでは、担当より御説明よろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長　資源管理推進室長の永田です。

御説明いたします。資料の7-1を御覧ください。

まず、諮問文を読み上げます。

5 水管 第789号

令和5年6月12日

水産政策審議会　会長

田中　栄次　殿

農林水産大臣　野村　哲郎

特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第424号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料の3ページ目以降に（別紙）という形で告示の案、変更箇所については新旧対照表にしているものがございますが、内容については5ページの資料7-2で御説明いたします。

1の背景のところに書かれておりますとおり、まいわし太平洋系群につきましては、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性を勘案して、国の留保を定めているところです。

現在の各管理区分における漁獲状況、国の留保の残量、また令和5管理年度の残りの期間、本年12月までの6か月強となりますが、これらを踏まえまして年間漁獲予測量に基づき、岩手県及び宮城県それから大中型まき網漁業の漁獲量の総量の管理を行う区分に、国の留保から配分することとしたいというものです。

具体的な数量につきましては、2のところを御覧ください。

年間漁獲予測量の計算方法につきましては、この表の下のところを書いてございます。今年の1月から5月までの漁獲実績、それから過去5年間の月別の漁獲実績から予測される6月から12月の漁獲量、こちら過去5年間のうち月別に過去5年間の最大の漁獲量を使用しまして、本管理年度にどのくらい漁獲される可能性があるかというところの年間漁獲予測量を算出しまして、現状の配分数量では不足が発生すると見込まれる管理区分に、その不足が見込まれる数量を国の留保から配分するというようにしております。

今管理年度の漁獲実績、直近の報告では、この「まいわし太平洋系群」全体といたしましては消化率は3割に満たない状況でございますが、こちらの管理区分、岩手県ですと約70%、宮城県では80%を超えている。また、大中型まき網の総量管理区分でも70%程度となっている状況でございます。

この計算方法により算出しました年間漁獲予測量と現在の配分数量の差を1,000トン未

満で切り上げて算定しております。具体的には、岩手県には1万3,000トン、宮城県には1万4,000トン、大中型まき網漁業の総量管理区分には2万5,000トン、それぞれを留保から配分いたしまして、留保はその分5万2,000トン減少すると、このような形での変更案としております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

特にないですか。

私の方から直接内容に関係するものではないのですが、サバ獲れなくて、マサバ、イワシは獲れているという、これは何か理由があってこうなっているのか、それともたまたま獲れたということなんでしょうかね。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資源の状況としてはサバも資源としてはあるという評価と承知しておりますが、漁場形成の関係で、なかなか大中型まき網、獲れていないというふう聞いております。他方、イワシは全国的にというわけではなくて、今回留保からの追加ということにしております、この岩手、宮城、それから大中まき網の北部太平洋では漁獲が進んでいるというような状況というふうには承知しております。

○田中分科会長 ありがとうございます。何か北部水域における特異な現象のためということのようですね。

よろしいですか。ウェブ参加の方も特段ないということですので。

それでは、ほかにないようでしたら、本件につきましても、原案どおり承認していただいたということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 御異議ないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第419号から第424号について、確認のため答申書を読み上げます。

答申書

5 水 審 第 11 号

令和5年6月12日

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

水産政策審議会

会長 田中 栄次

令和5年6月12日に開催された水産政策審議会第125回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

- 諮問第419号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）及び大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の別紙2の変更並びにあおぞめ（南大西洋海域）の別紙2の追加）について
- 諮問第420号 特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等10国際資源）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について
- 諮問第421号 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令案について
- 諮問第422号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について
- 諮問第423号 うなぎ養殖業の許可の適格性のうち養殖場の基準の制定に係る告示について
- 諮問第424号 特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

それでは、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○田中分科会長 それでは、続きまして、審議事項に入ります。

第13回及び第14回資源管理手法検討部会の結果について、事務局より説明よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。資料の8-1を御覧ください。

資源管理手法検討部会は、TAC魚種の拡大の候補魚種について資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合での議論に向けて、論点・意見を整理するための部会というものでございます。

部会の運営規則の第2条で、「部会は、調査審議の結果を分科会に報告し、分科会は、その結果を審議し、議決する。」とされております。

今回は、4月24日に開催いたしましたヒラメ太平洋北部系群に関する検討を行った第13回、それから5月22日に開催しましたアカガレイ日本海系群、ベニズワイガニ日本海系群及びイカナゴ瀬戸内海東部系群の検討を行いました第14回の資源管理手法検討部会において取りまとめられました論点・意見について、事務局である水産庁から御説明いたします。

まず13回、資料8-1のところですね。13回の結果についての（案）を御覧ください。

これまでと同様に、「漁獲等報告の収集について」「資源評価について」「資源管理について」「SH会合で特に説明すべき重要事項について」という四つに整理しております。順番に説明いたします。

まず「漁獲等報告の収集について」に関しましては、市場において、漁獲物の状況によっては十分に魚種別・銘柄別の仕分けができないケースもあるため、正確な数量把握を行う体制を構築すべき。漁業者や漁協の負担増大を招かないよう、TAC導入に当たっては漁獲報告システムの整備・運用が行われるべき。このような論点の整理をしております。

資源評価につきましては、種苗放流がヒラメ資源に与えてきた影響について評価すべき。遊漁の採捕量等を把握するとともに、遊漁による採捕について資源評価に組み込むべき。

「資源管理について」は、太平洋北部系群がTACとなった場合、同一県内、これは千葉県でございますけれども、同一県内のうち夷隅地域以北のみにTACが設定されることになるため、現場で混乱が生じないような管理方法を検討すべき。底曳網漁業は混獲が避けられない漁法であるため、現場の採捕実態を考慮して資源管理手法を検討すべき。大臣管理の漁船と知事管理の漁船が同じ水域で操業していることから、TAC管理を行う際に現場で混乱が起きないように、大臣管理区分と知事管理区分の具体的な管理方法を示してほしい。TACの導入に当たって、既存のインプット・コントロールを中心とした規制をどうするのかについて議論を深める必要がある。年によって漁獲や来遊状況が変動すること

を踏まえたTAC管理の方策を検討すべき。沿岸漁業の特性や種苗放流実績、漁獲データが属人集計となっている点、震災前後の漁獲実績を踏まえ、適切なTACの配分方法を検討すべき。数量管理の導入に際して遊漁による利用をどのように扱うのかについて、方向性を示すべき。東日本大震災から未だ復興途上の地域もあり、数量管理の導入が復興の妨げにならないようにすべき。このような論点の整理をしております。

「SH会合で特に説明すべき重要事項について」は、漁獲サイズの制限や産卵期の休漁、小型魚の再放流など既に行っているにも関わらず、数量管理を導入しなければならない理由を説明すべき。TACが始まったら漁業者は何をすることになるのか、何を得ることができるのか、について、漁業者が理解できるよう説明すべき。

ヒラメ太平洋北部系群につきましては、以上でございます。

続きまして、資料の8-2を御覧ください。

まず、アカガレイ日本海系群についてです。

「漁獲等報告の収集について」、各市場での計量や換算方法等について調査し、正確な漁獲量を把握する体制の整備が必要。

「資源評価について」は、一部の海域については、資源評価と現場感覚に乖離があることから、評価に使用した基本情報や仮定条件、情報の収集方法並びに分析方法等について丁寧な説明が必要。

「資源管理について」、漁業経営や地域経済を念頭に入れた、中長期的に安定したTACが設定されるシナリオを採択すべき。漁業者間に不公平感が生じないように大臣管理区分と知事管理区分で一体的に管理できる手法が望ましい。底びき網漁業は選択的な漁獲ができないことから、混獲の扱いについて、国として方向性を示した上で管理の議論に入るべき。TACの配分について、これまでの資源管理の取組や近年の漁獲量の変動を考慮した、適切な配分方法を検討すべき。TAC管理へのステップアップについては、対象魚種の特定期間や利用実態等による様々な課題も踏まえて実行すべき。この資源にTAC管理を導入する必要性について説明してほしい。

「SH会合で特に説明すべき重要事項について」、こちらは、漁業者が納得して資源管理に取り組めるよう、使用した基本状況や仮定条件等を含め資源評価の詳細と数量管理の必要性について分かりやすく説明してほしい。選択的な漁獲ができない漁法におけるTAC管理のやり方、漁獲量が大きく変化した場合の対応等、実態に応じた管理手法について説明してほしい。

このようなまとめとしております。

次に、ベニズワイガニ日本海系群です。

「漁獲等報告の収集について」、各市場での計量や換算方法等について調査し、正確な漁獲量を把握する体制の整備が必要。

次のページに参ります。

「資源評価について」は、日韓暫定水域における外国漁船の漁獲量が不明確な中で、2系ルール適用を含め資源評価の妥当性について、説明すべき。知事許可水域においては海域毎に自主的な資源管理が行われており、資源評価と海域毎の状況が必ずしも一致するものではないと考えられるため、実際に操業する海域の漁業者の意見を十分考慮すべき。

「資源管理について」、大臣許可水域と知事許可水域では漁業実態や資源状況が異なるため、数量管理についても分けて検討すべき。TACが大幅に減少した場合、漁業者だけでなく、水産加工業等の地域水産業に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、漁業者、水産加工業者等の意見を反映させた無理のないTACを設定すべき。TACの配分数量は、過去の漁獲実績をもとに決めるのではなく、各海域の資源量や自主的な資源管理の取組を考慮すべき。日韓暫定水域における外国漁船（特に韓国）の本資源の利用状況について説明してほしい。

「SH会合で特に説明すべき重要事項について」、資源評価について漁業者が理解しやすいよう、資源の分布や成長等の生態的な知見や地域ごとの利用実態を踏まえ、どのようなデータを用いてどのように評価したのか丁寧に説明してほしい。地域水産業に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、流通、加工関係者等の意見を十分に反映させるべき。日韓暫定水域における操業秩序の構築に向けた対応について説明すべき。

最後のイカナゴ瀬戸内海東部系群について、です。

「漁獲等報告の収集について」、知事許可漁業者は漁獲量を収集する体制が整っているものの、四半期毎の報告となっている地域があり、報告体制の改善について検討すべき。他県の漁業者が自県知事による許可に基づき自県海域で操業する場合、電子的な報告体制の整備状況によっては、県間で報告義務の履行に差が生じる恐れがあるため、不公平とならない方策を検討すべき。

「資源評価について」、伊勢・三河湾の状況も含め、イカナゴ資源の減少の原因究明を行うべき。最近では資源水準のベースラインが変わっていることを踏まえ、過去を複数の期間に分けて、期間別に評価するような方法を検討すべき。他魚種の捕食や環境要因を考慮

した資源評価を進めるべき。使用可能なデータが少なく、2系ルールを適用していることから資源評価の精度は高いとは言えず、管理目標等の妥当性についてはしっかりと説明する必要がある。

次のページにまいりまして、「資源管理について」です。卓越年級群が発生した場合に弾力的に対応できるようなルール作りをすべき。数量管理において、フルセとシンコを一括して管理することの妥当性について検討すべき。複数の漁獲シナリオを図示した上で、漁業者に説明すべき。管理の内容の検討に当たっては、加工業者の意見も聞くべき。

「SH会合で特に説明すべき重要事項について」、データが不足している2系資源で将来予測が示されていないにも関わらず、数量管理を導入する必要性やメリットを説明すべき。今後の漁獲量と数量管理導入後に見込まれる漁獲量の推移を示してほしい。悪化した環境要因の改善策も併せて検討すべき。経営面での支援策を提示する必要がある。

このような形で4資源それぞれにつきまして、論点・意見を整理させていただいております。

説明は以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

はい、三浦委員。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。ただいま説明を受けた資源管理手法検討部会の結果を踏まえて、意見を言わせていただきたいと思います。

全漁連としましても、新たな資源管理の推進に向けての取組を進めているところでございますけれども、海洋環境が激変している中、新たな魚種へのTACの拡大や、それから現行のTAC魚種、そして沿岸への対応での議論においても、今、各浜々で不安、そしてまた一部では不満の声も出ているという現状であります。

系群・魚種ごとに資源管理手法検討部会やステークホルダー会合を開催はしていただいているわけですが、物理的に全ての漁業者が参加することは不可能です。そして、また資料8-2に記載がありますとおり、水産庁が示したステップアップ方式についても、この趣旨ですとか、内容、考え方、これらが浜に十分に行き渡っていない。こんな状況になっていて、例えば定置や底引き網における混獲の問題、遊漁の問題、そして採捕停止に陥った場合の補償の問題も解決していない中で、新たな資源管理がクロマグロのような強度な資源管理と同じようになってしまうのではないかというような不安を漁業者は抱いていま

す。浜の漁業者、沿岸の漁業者は、やはりクロマグロの資源管理を見ているのですよね。その中で漁業者は非常に不安を抱いているという現状でございます。

こうした中、「国際的な管理としてのクロマグロ」と、加工流通など他の産業も含めた社会的、経済的な要素も考慮しなければならない「国内でのその他の魚種の管理」、この違いというものをしっかりと明確にした上で、ステークホルダー会合とは別建てで、しっかりと地元の漁業者や関係業者に対して丁寧な説明をしていくことが重要だというふうに思っております。

そしてまた、2020年に水産庁は「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を示されたわけでございます。その中にはしっかりと、「漁業者の理解と協力を得た上で進める」と記載されておりますので、資源管理を推進していくためには、今、説明された資料8の1から2に記載されていることを丁寧に検討していただいて、十分な漁業者に対する説明を行っていただきたいと思っております。

以上、意見でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

じゃ、これは意見を承ったということによろしいですか。

○資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。

これまでも、漁業者さんの皆さん方に、ステークホルダー会合に限らず、その前にも浜周りという形で御説明する機会というものは設けていただいて、我々もできる限り丁寧な説明やっけてきているところですが、確かにステップアップの考え方につきましてはステークホルダー会合でしか示していなかったところもあります。今後またステークホルダー会合に向けてそういった丁寧な説明はしてまいりたいと思っておりますし、それぞれの資源について具体的にどのような管理をしていくのかという議論も、漁業者さんの御意見、お互いに意見交換しながら検討を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○田中分科会長 ほかによろしいですか。

倉委員。

○倉特別委員 全く今の三浦委員の御意見を支持するわけなんですけど、それとは別に資源評価。資源評価については、漁獲量から推定している部分がかかなりの部分を占めているというふうなことを聞いたことがあるんです。それで漁獲量イコール資源量ではないですよね。そういう中で漁獲量から推定するというのは非常に乱暴ではないかなということが一

つ。

私、前にもこの会場でこの席で説明させていただいたんですが、京都府立海洋センターの方でもう30年くらい前になるんですが、当時、マダイの釣獲量調査をされました。その結果は、漁業者、釣り漁業者の釣獲量が年間100トンですね。小さな県ですので漁業者が100トン、それから遊漁者も同じぐらいの量、100トンを釣っていると。それから30年たちました。今は、釣り漁業者の人口とそれから遊漁者の人口は反比例しています。漁業者はもう本当にたくさん減ってきています。一方で遊漁者は増えてきています。そうした場合、そこから想像すると遊漁者の釣る量というのは相当な量になっているのかなと、そういうふうに思われるわけです。

この中で遊漁による採捕について資源評価について取り組むべきというふうなことが書いてあるんですが、まさにそのとおりだと思っています。それで、今、水産庁さんの方で遊漁の実態ですね、どれぐらい把握されているのか。ここに遊漁による採捕について資源評価に取り組むべきというのは、遊漁のその資源量に対する考え方というか、そういったものがなされていないというふうに思われるわけですが、そこら辺どのようにお考えか聞かせてください。

○田中分科会長　じゃ、水産庁の方から。

○資源管理推進室長　ありがとうございます。

確かに、遊漁による採捕量につきましては網羅的な調査というのが今現状は行われてはいないということもありまして、その遊漁の影響というか、遊漁による採捕量ということ直接的に何か評価の中に入れていくということではなくて、その漁業以外による死亡の中に含まれて計算されていると。自然に死亡する、漁獲以外の死亡という中で、どのくらいあるかという計算の仕方をされているわけですが、おっしゃるとおり地域によっては漁業と遊漁はどちらが多いかというようなところや、遊漁が増えているというところもございます。そういったことから、私どもでも遊漁の採捕量を情報収集をしっかりと必要があるということで、水産庁のウェブサイトですとか、アプリもつくりまして、協力を求めるというところではありますが、採捕量を把握しようということで取り組み始めているところでございます。

特にその中でも遊漁船につきましては、各都道府県への登録というものがありまして、都道府県でも業者を把握されているはずですし、また、その遊漁船業の7割ぐらいは漁業者さんが兼業でやられている漁協の組合員だということも承知しておりますので、資源管

理に漁業者さんが取り組む中で、そういったルートからも協力を求めていただくような形でその採捕量の把握というのを進めていきたいということで、取り組み始めたところでございます。

○田中分科会長 資源評価。

○資源管理推進室長 評価、すみません。そういう状況ですので、なかなか遊漁の採捕量というものを直接的に評価には含められてはいないんですけれども、まず採捕量のデータを収集する中で、どのくらいのボリュームがあるのかということで、評価に独立した要素として入れる必要があるのかないかというところから、またデータを得られれば、そういったことも含めていくということも検討していくということになると思っております。

○田中分科会長 よろしいですか。

じゃ、高橋委員。

○高橋特別委員 海員組合の高橋です。

TAC制度がスタートしてもう四半世紀過ぎようとしています、どうも現場との数字的に出てくる資源管理の乖離がなかなか縮まらない。なぜ縮まらないんだ、もう25年も過ぎてですね。研究者の方の数が少ないのか待遇が悪いのか、その辺、私よく分かりませんが、ただもう制度が先行しているわけですから、漁業法が改正になってきちんとした資源管理をしましょうというのであれば、やはり研究者の皆さんの層を厚くしていただいて精度の高いものをつくっていただかないと、漁業者とて納得する話でもありませんし、また関連業界の皆さんにしても、毎年毎年が不安な操業を始めると、これは陸上も海上も一緒ですけれども。

そういう意味では、予算が足りないのか研究者が足りないのか、今現在、研究者の皆さんはどのくらいおられるのか、おおよその数字で結構ですから分かる範囲で教えていただきたいというように思います。

○田中分科会長 これは水産庁の方ですか。国立の水研の職員は何人いて、多分半分ぐらいが資源研究者のポストだったと思うんですけれども。

○資源管理推進室長 すみません。ちょっと私の方では、具体的に人数がどのくらいかというところまで承知していないんですけれども。

○田中分科会長 全部入れて200とかそんなもの。200といっても、ちゃんとやっている人はそんなに、ちゃんとというか、それこそ事務職じゃないけれども、技官の人も入れてそのぐらいじゃないですか。後で調べて報告するというので。

ちなみに倉委員が言われた30年前の調査って、多分、資源保護協会がやっていたやつだと思うんですけども、漁場占拠の問題があって、遊漁船が朝早く先に漁場に行って操業してしまって、漁師さんは、朝、定置網でエビをもらってから行くんで、入れないという問題から、その問題が発展したんですね。確かに、今、遊漁の量は相当に多くなっていて問題になると思います。

全部コメントなんですけれども、あと資源評価について言うと、VPAと呼ばれている、今、水研が1系とってやっているやつだと、漁獲量が2倍になれば単純に言えば資源量も2倍になるという、大ざっぱに言ってですね、そんなような構造にはなっています。ですから、何ていいますか、遊漁の量を調べないで漁業者の漁獲量の統計からTACを出して、それを遊漁に渡そうとすると、ちょっとそれは計算が合わないことになるわけですね。だから、その辺は注意しなきゃいけないんだというふうに思います。

それから、これはちょっと今までの話と違うんですが、この検討手法、検討会で、この委員として全く三浦委員と同感なことが幾つかあって、例えば浜へよく説明してくださいという、そもそも数量管理は何でやるんだというのは、もう今まで何十系群と聞いてきたんです。毎回出るんですよ。これは三つあるけれども、三つとも書いてあります。何のためにやるんだという、そこが分からんという話とかですね。私のほかにお二方の委員が証人としていると思うんですけども、毎回そういうの出ているんで、やっぱり丁寧な説明がいるんだろうなというふうには思います。

○資源管理推進室長 すみません。水産研究・教育機構の職員の数なんですけれども、いわゆる資源環境関係の研究者ということではなくて職員全体としては、今、約1,183名というのが令和5年4月1日現在ということで正職員の数は分かりましたけれども、すみません、その評価に携わる研究者がどのくらいかというところまでは、手元に今ないので、後ほど確認してお知らせしたいと思います。

○田中分科会長 それ、全部であれでしょう、センターとかも入っているんでしょう。開発センターだとか、それから水産大学校も入っているし、それから旧の栽培も入っているんで、相当実質的には少ないんだと思います。

じゃ、山内委員。

○山内特別委員 すみません。ありがとうございます。

こちらにもあるアカガレイの日本海系群のMSC認証の関連で、2008年から10年ほど携わらせていただきました。その中で幾つか、今も議論には出ていたんですけども、私が

見てきたことの中で共有させていただければと思います。

やはり現状の漁獲戦略の下に管理基準値があって、漁獲コントロール・ルールがあるという中での議論だとは思いますが、アカガレイもインプットコントロール、自主管理をしてきたわけですが、長い10年のやはり国際審査の中で、そちらは適切な漁獲コントロール・ルールではないというような見解が示されています。そういう意味では、インプットコントロール・ルール、インプットコントロールが悪いわけではないけれども、それをTACと同じぐらいの質とやはり機能性を持って漁獲コントロール・ルールに上げていくということは、やはりこれもまたいばらの道ではあるということは、やはり先ほどの現場の皆様又はステークホルダーの皆様ともしっかりもんでいく必要があるのかなというふうに思っています。

そういう意味では、両方を並行させるというのがなかなかやはり簡単なことではない中で、一体じゃ何日禁漁したらどのぐらい漁獲圧が下がって、どのぐらい資源は、じゃ減少してきたらそれは増えるのかとか、やはりそこまでのものが漁獲コントロール・ルールになってくると求められる、そういう制度になってくるかと思えます。そういった部分も、引き続き注意深く現場の皆様と議論いただければというふうに思っております。

○田中分科会長 これはいいですか。御意見を承ったということで。

それでは、ウェブ参加の佐々木委員、よろしくをお願いします。

もう一回。じゃ、聞こえていないかもしれない。

佐々木委員、聞こえておりますでしょうか。

○佐々木特別委員 はい。失礼いたしました。佐々木でございます。

先ほど資源評価に関わられる人員、研究者の方々のお話が出ましたので、私が今参加させていただいているフォーラムの方で、その数字の算定をされた、私ではないんですけれども、その資料が手元にありますので、それを少し御紹介させていただきますと、人員、数字の面で言いますと、水研機構の研究者の方々、つまり資源評価に実際当たられている方々の人員の数字が約200名。それから、それに対してアメリカではどうかと言いますと、これ、ちょっと算定が難しくて摸とした数字しか出ていないようなんですけれども、数百名規模ということでした。

予算に関して言いますと、資源調査評価に関連する水産予算が日本では65億円、それに対してアメリカが234億円というふうに出ております。そして、それを管理する部分、調査ではなく管理の部分ですね。そこに関してですと日本は22億円であって、アメリカはこ

れに対して372億円という大きな数字が投下されているというふうに、手元の表の数字には出ております。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

○田中分科会長 有益な情報ありがとうございました。

今のTAC管理を導入するときに、この辺の議論あったと思うんですけども、その辺も含めて、そのうち、次回かその次か分かりませんが、御報告いただければと思います。

はい、三浦委員。

○三浦委員 今、佐々木委員の方からご説明あったわけでございます。これは一つの参考例となる数値だと思います。なぜかという、日本における資源管理に投下されている予算につきましては、都道府県もしっかり資源管理をやっている中で、その数字に県の予算が入っているのか、そしてまた資源管理におきましては漁協も相当数の人員をかけながら、そしてまた漁業者みんなで話し合いながら資源管理をやっているのですよね。そうした金銭的な部分が計算に反映されていない中で、アメリカの数値とただ横並びで議論をするというのは、資源管理のやり方自体が違う中ではちょっと適切ではないということをごに付け加えさせていただきます。

以上です。

○田中分科会長 コメントを頂いたということで。

確かに管理の基礎というか、やり方が根本的に違うので、同じベースで比較はなかなかできないなというのはあろうかと思ひます。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 研究者を輩出する側の人間としてちょっとコメントさせていただきますと、まず、水研の研究者は資源管理を行う上で非常に少ないです。というのは、今200人という数字があったんですけども、それは現業で携わっている方々の数字を入れてだろうかと思ひます。実際にそのデータを見て、そして解析を行っていくということに対しては、非常にマンパワーが足りないというのが現実で、その中で水研の人たちも努力をして数字を出しています。

もともとデータが豊富にあれば、ある意味ではルーチ的に解析を進めることができるんですが、データそのものが非常に少ない。その中でどういう手法を検討したときに、一番、社会的に見ても、それから科学的に見ても合理的で説明がつく、説明になるのかとい

うのは、これはもう本当にこれは研究の根幹なので、それを精度よくやる。つまり、そういったようなことから1系ルールだとか2系ルールだとかいろんなパターンを考えるように努力をしていくためには、やはり相当数の時間とそれから研究者の数が必要です。

科学立国日本としてはそれをやらなくちゃいけないというのは、岸田総理以下、大号令でやっているはずなんです、大学院の進学率が異常に悪い、異常に悪くなっています、ここ10年ぐらいの間にですね。これは一概に研究者の待遇が悪いからなんです。

これを理由にして、今、皆さんがやられていることの理由には、言い訳にはもう全くならないということを考えていくと、今、水研は最大限の努力を持って今資源評価をしているので、その数値に関しては一定の御信頼を頂きたいというのが私が考えることです。

その上で、TACの問題が非常に大きな問題になっていて、何でやらなくちゃいけないのか。これについては、今のところクロマグロを除いて、TACで制限を大きくかけられてしまっ大変なことになったという魚種というのは、多分、全部私精査しているわけではありませんけれども、それほど大きくないような気がします。現在いろんな、ヒラメだとかいろんなものやっていますけれども、ヒラメはちょっと違っているかもしれませんが、TACの枠は漁獲量よりもはるかに上。これはTACかける意味があるのというぐらい、TACの基準の方が漁獲量よりもはるかに上という魚種がかなりあります。

なぜやる必要があるか。これは枠組みをつくっておけば、極端に漁獲量が減ったときに枠を決めて、そして資源を守るということが出来るような枠組みのためだけだと、私は理解しています。そうでなかったらニギスまでTACをかける必要はない、はっきり言います。そんな漁獲量のデータで信頼性ある資源評価ができるといたらば、できるわけがないです。ないんだけど、枠組みをつくっていくことが全体の利益になるというのが私の理解で、私は別に漁業者の側に立っても、研究者側に立ってという議論ではないんですが、あと水産庁の立場というわけではないんですけれども、そのための枠組みづくりが、今、急速に求められているんだろうというのが私の理解です。

ちょっとコメント的になりましたけれども、以上です。

○田中分科会長 コメントを頂いたということで。

ほか、よろしいですか。

はい、川辺委員、どうぞ。

○川辺委員 私も検討部会の委員をさせていただいてまして、十数回今まで出席していて、田中会長や木村委員と同じような感想を持っているかと思えます。

まず、水研の方たちの資源評価につきましては、検討部会では私はいろいろ文句言わせていただいているんですけども、本当に大変な中でやっていただいていることについては敬意を持っています。

あともう一つ、この検討部会はいろいろな魚種について今までやってきましたけれども、出てくる問題は整理された論点として8-1にあるんですが、どの魚種についてもほぼ同じようなことが問題視されている。例えば、漁獲等報告の収集について体制構築すべきというのは、どの魚種についても同じようですし、それから遊漁はどうなっているんだという問題がある。資源評価についても先ほどからいろいろ言われているとおりですし、資源管理については、何でTAC管理やる必要があるんだと、インプットコントロールとの関係をどうするんだと、全く同じような問題が出てきているんですね。

ですので、魚種共通に出てきている問題を一度資源管理の流れに沿って出して、それに対してどのように対応できるのか対応できないのか。もし対応できないなら、どういう理由なのか。そういう整理を一度皆さんに見ていただくことも必要じゃないかと思います。そうしないと、いつまでも同じような問題が毎回毎回違う魚種について出てきて、それに対して、これから頑張ります、という形で終わってしまう、そういう印象を持っております。これから考えていただければと思います。

以上です。

○田中分科会長 これも御意見を頂いたということで。

ほか、よろしいでしょうか。

同じ検討部会の委員のお二方からも御意見を頂いたところですけども、機構が努力していないわけじゃないんだけれども、人手が足りないというのはもう明らかで、しかも資源管理の専門家があまりいないという、ちょっと致命的な問題があると思いますね、本当に。資源評価まではやるんですよ、今までどおり。

ほか、よろしいですか。

ウェブも大丈夫ですか。はい。

いろいろ注文は頂いたところで、そのような注文について対応をするということで、第13回及び第14回検討部会の結果について、原案どおり御承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、条件付きですので、御対応の方を水産庁よろしく願いいたします。

それでは、本件につきましては、そのように決定したいと思います。

以上で、審議事項は終了したいと思います。

それでは、次は報告事項に入ります。事務局より報告事項が2件あります。

初めは、太平洋クロマグロの資源管理について、事務局より説明よろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。クロマグロの資源管理につきまして、私から2点御報告がございます。

資料9-1を御覧ください。

一つ目は、令和4管理年度からの繰越しの関係の追加配分です。

資料の4ページ、御覧ください。「令和4管理年度の未利用分の繰越数量等による追加配分結果報告」というところがございます。

配分の考え方、方法につきましては前々回3月の資源管理分科会において御了承いただいたところでした、その方法に従って計算をし、配分しましたということでございます。考え方につきまして御説明は省略いたします。

7ページに、その繰越及び追加配分の結果を表で載せております。4月27日にこの繰越及び追加配分による漁獲可能量の変更を行っておりますが、ここで1点おわびがございまして、追加配分できる数量、原資の算出において、その配分を通知した後に誤りが判明いたしましたので、再計算を行いまして5月19日付けで改めて変更をしております。

この7ページの上の表、修正前・修正後となっておりますが、修正後という右側のものが正しい数字でございます。令和4管理年度の漁獲実績、消化率がこれまでよりもかなり高くなっておりまして、WCPFCのルールで認められた上限いっぱいの繰越しではなくて、繰越数量が前年よりも少なくなっているということがございまして、結果として繰越追加配分後の数量が、前年よりも少なくなっているという都道府県が多くなっているという状況でございます。

続きまして、報告の二つ目ですけれども、令和5管理年度における第1回の融通を行った結果でございます。資料15ページ以降になります。

15ページの下はタイトルだけでして、16ページの上に、今年の5月に行いました第1回の融通要望調査の結果を表で示しております。こちらのうち大型魚と小型魚の交換というところにつきましては融通が成立いたしました。16ページの下でございます。大中型まき網漁業、岩手県、福井県の小型魚と北海道、新潟県、石川県、愛媛県の大型魚を交換する

ということで、88トンの交換が成立したという状況でございます。

私からの報告は以上です。

○かつお・まぐろ漁業室長 資料9の50ページ、資料9-3を御覧ください。

かつお・まぐろ漁業におけるくろまぐろの管理について、1点御報告がございます。

かつお・まぐろ漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の公的IQというものを今実施しています。公的IQは4年と5年、まさに今5年をやっている最中でして、この2年間です、期間は。令和6年から新しい配分方法を考えなければならないという状況になってございますので、本日は令和4年の公的IQの状況と6年に際してどういうことを議論しなければならないか、ちょっと芽出しさせていただきたいと思います。

50ページの黄色の箱を見ていただきたいんですが、令和4年、2020年の管理年度の漁獲実績は711.6トンでございました。

51ページ、すみません。50ページの下ですね、はい。

246隻に設定された割当量に対する漁獲量の割合、つまり消化率は平均で97%となっておりますが、10隻がIQを超過したものの全体としては漁獲可能量に収まっております。

一方で右下の円グラフを見ていただきたいんですが、消化別の内訳です。緑の部分、7割がIQ90%を消化する一方で、黄色の部分、漁獲実績が全くない漁船が41隻存在し、全体の2割近く存在するのが現状となっております。

次に、令和6年、2024年管理年度以降の設定基準について説明しますので、次のページを御覧ください。

まず、前提としまして、漁獲割当割合の設定は、公平かつ合理的に行われる必要があることから、あらかじめ漁獲割当割合の設定基準を定め、当該基準に基づいて漁獲割当割合を設定することとされております。その基準を定める際の勘案事項としては、漁業法や施行規則により、船舶等ごとの漁獲実績、船舶の総数又は総トン数、採捕する者の数、その採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数とされております。

これら四つの事項のうち「船舶等ごとの漁獲実績」に関してですが、昨年12月の審議会において令和3管理年度は試験的IQに取り組む者と取り組まない者が混在した結果、異なるルールの下で操業が行われたことから、令和6管理年度以降の漁獲割当割合の策定については、公平・合理性又は資源管理の観点から実績として使用することは適当でないという結論となりました。

このような事項を踏まえ、令和6管理年度以降の漁獲割当割合の設定に向けて検討を進めているところですが、次回会合においては具体案について協議させていただきたいと存じます。主な論点はそちらに挙げているものになりますが、具体的に御説明しますので次の項を御覧ください。

まず、設定に用いる漁獲実績の具体的な年と期間についてですが、現行は2018年から2020年の3年間を漁獲実績として使用しております。2024年からの管理年度におけるIQ設定に当たり、先ほどお話ししたとおり試験的IQを実施した2021年の実績は用いません。加えてIQ設定時点で確定しない2023年の実績は利用できないため、直近2か年分又は3か年分の実績を用いるかによって、下の図でお示しする2案が考えられます。一つ目は、単純に直近3か年のうち2021年の実績を使用せず、2020年と2022年の2か年分の漁獲実績を使用する案、二つ目は、これに2019年を加えた3か年分を使用する案です。

次に、「漁獲割当割合の有効期間」についてですが、現行は2022年、2023年の2か年としております。漁業法施行規則第4条では有効期間は原則として5年とされていますが、資源の特性や採捕の実態を勘案し1年を下回らない範囲で短縮できると定められているところ、有効期間を何年にするか検討する必要があります。

加えて「均等割りと実績割りの配分」についてですが、現行は均等割り30%、実績割り70%となっております。右のグラフで示した2022年の漁獲実績を御覧いただくと、実績がなかった船も含め均等割りによる割当量の0.89トン分以下の漁獲実績の船が70隻存在しております。近年くろまぐろの実績がない船に対する配分の在り方について、この分科会で御指摘を頂いたことがありますので、この点も含めて「均等割りと実績割りの配分」を検討していかなければと考えております。

説明は以上となります。また、次の水政審で水産庁から案をお示しし具体的な議論をさせていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○田中分科会長 資料の説明ありがとうございました。

3点ほどあったと思いますが、一つは計算のミスの修正ということと、枠のトレードの報告ですね。それから、3点目が今お話があった令和6年度以降の配分に関する論点整理と、4点ほど論点が52ページの上に乗っかっておりますが、まずはそういうことで。

最初に、計算の修正について、何か御意見ございますでしょうか。

この委員会としては、こういう計算ミスがないように再発防止策をよく御検討いただきたいということじゃないかと思うんですけれども、みんな困った県もあったと思うんで、

枠が減って。

それでは、2点目は県あるいは大臣枠とのトレードの話なんですけど、これはいわゆる報告事項なんですけど、この点については何かございますでしょうか。

はい、特段ないということで。

それでは、ここで多分議論しなきゃいけないのは、次回ということだそうなんですけれども、一番最後の52ページの上のIQの配分の在り方について4点ほど論点が整理されておりますが、このほかにもし考慮すべき論点があれば、何か御意見あれば。

具体的な中身についてはこれから検討するということなんですけど、今まで得た経験からすると、今お話ししましたように消化率問題、均等割りの消化率の問題とか、2021年はちょっとデータが普通ではないのでやめて取り扱わないということになるわけなんですけど、2年にするか3年にするかとか、その辺の計算のやり方とか、意見が、水産庁の方でまとめていただいたところなんですけど。

川辺委員、どうぞ。

○川辺委員 御説明ありがとうございます。

ちょっと疑問に思っているところなので、もし今回でなくてもご説明頂ければと思うんですけども、漁獲割当てを船舶ごとに割り当てるというやり方を始められて、それを移転することもまた一定の制約下で可能になっていると思うんですけども、具体的にどういう手順とかタイミングとか、あるいは条件下で行われるのか、もし既に事例などありましたら教えていただければと思います。

○かつお・まぐろ漁業室長 漁獲割当ての移転なんですけれども、当然その漁獲枠を所有している者ごとでできるということが前提でございまして、両者間で合意の下で枠の移譲をまず合意して、その申請を我々に上げてきてもらって、それを水産庁は認めて、その結果は、常に各者が持っている枠というものの原簿を水産庁のホームページに載せて、公表しているという世界になっています。

○川辺委員 どれぐらいあるものなんでしょうかというところを。

○田中分科会長 移転の割合がどれぐらいあるかという。

○かつお・まぐろ漁業室長 それは量でしょうか、隻数ですか。ちょっと今、手元に資料がないんですけども、かなり積極的にやっている部分があるというふうに認識しています。

ですので、冒頭説明したように、41隻がその均等割りの割当てがあるにもかかわらず漁

獲実績がなかったということは、その枠を移転しているということなんで、少なくともそこを見ていただいた中で、17%、2割近くというような方が移しているということもあって、それ以外に枠同士持っている方々も移転しているという実績があるので、低調ではないということだと思います。

○川辺委員 ありがとうございます。その移転に関して、どういうインセンティブが働くのか、もしお分かりでしたら、今回じゃなくても、この後の議論などで御説明いただければと思います。

以上です。

○かつお・まぐろ漁業室長 すみません。網羅的にそこちょっと分析していないので全てにお答えすることにはならないかもしれませんが、例えば同じ県の船団の中で、今年はちょっと自分はクロマグロ用の仕立てを用意したので、ちょっと獲れない方から俺の方にくれないかといったような合意の下、同じ県の中でクロマグロに積極的に獲る方に対して、そうでもない方が枠を移譲しているというような実態はあると思います。当然、県間をまたいだ移転というものもあると思いますし、そういったものが一つ例としては挙げられるかなと思っています。

○田中分科会長 よろしいですか。

○川辺委員 何かまとめられたら、ぜひ教えてください。

○田中分科会長 移転するということは獲る意思がないということで、漁場違う、クロマグロのいない漁場で自分は操業するということだと思うんですね。それが毎年かどうかという問題があって、だから、そこどうするかということになるわけですね。この点も含めて、次回、案が出てくるという理解でおります。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 漁獲割当割合の設定に関することですが、今後、漁獲証明の制度が導入されるんだろうと思います。これは、現在のいろんな混乱を見ますと、早急な導入が求められていると思います。

その前提で、その制度を率先導入する、あるいは先ほど木村委員からもお話があったんですが、どの漁業でもデータが足りないと。このデータの提供を率先、正確なデータを速やかに出す、そういった者も何らかのアドバンテージを見てもらってもいいんじゃないかなと、そんなふうには思います。それは漁協別でなくても、同じ漁協の中でも積極的にやる船と差が出てくるんだろうと思いますんで、そういったことがあってもいいんで

はないかなと思っています。

それから、52ページのスライドの最後の部分ですけれども、この均等割りの関係ですけれども、業界、中でこういったこともあるということだけ情報を提供するんですけれども、パラオの海域で漁業を行っていた船団が、パラオが保護海域を設定されたということで行けなくなったと。ぜひマグロ漁業にクロマグロの操業に転換を図りたいと、ただ実績がないと。そういったケースもあって、非常に個々のいろんな理由があるわけですけれども、この辺は漁業種類ごとの割当になるわけなので、ある程度は業界内での割り振りというかその辺も考えてもらいたいというのは、業界にある程度は任せるというような考え方もあっていいのではないかなと思います。

○田中分科会長 御意見頂いたということで、2点ほどあったと思うんですけれども。

○齋藤委員 すみません。もう一点だけ。

あと、ともかく大前提の増枠ですけれども、WCPFCのMSEなるものがうまく機能する中で、何とか増枠をまずもって得てもらいたいということでございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

最後の点はオールジャパンの要望だと思いますけれども。

○資源管理部長 いろいろ御意見を頂きまして、ありがとうございます。

ちょっと誤解があるといけませんので申し上げますと、漁獲割当割合と漁獲割当量につきましては移転の手続が違います。現在ですと、割当量につきましては、ある意味割当割合よりも簡便に移転の手続ができますので、近海かつお・まぐろの方たちも受けた枠を割りど、何と申しますか自分の操業実態に合わせた形で移転をしようと思えば移転できるという、そういう状況になっております。特に近海の方たちは、多数の漁船の方いらっしゃいますけれども、従来から地域とか船の大きさによりまして操業実態が違いまして、クロマグロばかりを年がら年中獲っているというよりは、季節に応じて獲っている。キハダですとかメバチとかを主に獲っておられる方が多いので、そういった方たちには、あえてクロマグロを獲りにいかないという自分の主たる操業というんでしょうか、そういうのを大事にされている方もいらっしゃるということで、そういった方の割当量の移転というのは多分必要とされる方への手続の中で出てきているという、そういうことだろうと思っております。

あと、齋藤委員からありました、一生懸命資源管理ですとか漁獲報告に取り組んでいただけの方へのインセンティブといえますか、これ、なかなか、限られた枠しかないもので

すから、今の状況でちょっとそれをお約束するというのは難しいかなというふうには考えますけれども、おっしゃるように、やっぱり一生懸命やっていただける方が恩恵を被れるというような考え方というのは、TACをやっていくためには重要な考え方だと思いますので、そこは常に念頭に置いて対応したいと思います。

あと、ですから最後のとといいますか、パラオの関係の方の話も一応国としてできる割当てをする際の基準というのにつきましては、一定のルールといいますか、それでやらざるを得ないところがありますので、あと操業実態に応じて、先ほど言いましたように割当量の移転をするということであれば、それは個別の漁業者あるいは業界内でしっかり話し合っていて、全体としての組合せというんでしょうか、そういったことで、今、齋藤委員がおっしゃったようなことができる限り達成できるようにしていただければというふうに思います。

増枠の件に関しましては、せんだって全国会議をいたしました。そこで審議官の福田のほうから申しあげましたと思いますけれども、来年、そのWC P F Cの資源評価が行われますので、それを踏まえまして、来年の年末になると思いますけれども、WC P F Cの本会議に向けて、しっかり皆様の要望を踏まえた形で、資源評価結果と要望を踏まえた形での交渉に臨んでまいりたいというふうに考えてございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、本件クロマグロについて、何かほかにございますでしょうか。

先に堀内委員、どうぞ。

○堀内委員 堀内です。私の方からは48ページの一番下の方、漁業収入安定対策事業の強度資源管理タイプについてですが、ここに記載しています「漁獲量又は漁獲努力量を15%以上削減すること等を条件として」となっておりますが、現在、この強度資源管理の基金が大分減っていると私感じております。きちんとこの数字をクリアしている、例えば定置釣りの漁業者に支払っているのか。ここの数字が、どうも私が見るにはきちんとクリアになっていないと、満たしていない定置もこれ配分を受けているのではないかという声もあります。

それと、これはもう関連して払戻金額の納めていない組織。これは大変ありがたいんですが、先ほど言ったように、きちんとマグロを放流しているのか、そうではない定置もこれ強度化を使っているのではないか。私は、まだこれはそういうデータが出てきていないので分からないのですが、そういう面をきちんとしていただきたい。そうでなければ、こ

の基金がいつ枯渇するか分からない。我々漁業者は、こういう強度化の基金があるからこそマグロを放流している現状があります。ただ単に定置だからといって強度化を適用するのであれば、基金の枯渇はこれは目に見えていると私は思います。

それと、この強度管理タイプ加入する金額ですね、非常に高い。大型定置を経営している漁業者であれば、それでも高いです。まあ、加入できない金額ではないんですが、20トン未満の漁船ですね、本当に小さい船で釣り、はえ縄をしている漁業者にとっては、この加入の金額が非常に高くて加入ができないという漁業者もいます。その釣り、はえ縄に関しては、操業日数もクリアしなければこの対象にならない。

ぜひ、今、資源管理が進んできて国の大変いい制度で我々漁業者、マグロを放流していますが、いま一度この管理の仕方とか配分の仕方をきちんとクリアにして、もう一度考えていただいて、きちんと放流している漁業者に配分する、そして資金が枯渇しないような制度にしていればと思います。

私からは以上です。

○田中分科会長 いろいろ幾つか御意見ありましたけれども、これ担当課が今日はいない。

○資源管理部長 ありがとうございます。いろいろ途中で、すごい収入安定対策は中身が難しいので、ちょっと一口で申し上げるの難しいんですが、今、多分、堀内さんが言われたのは、「強度資源管理タイプ」という話と、あともう一つ「下げ止め」という話と両方あるんだと思います。

それに関しましては、クロマグロの資源管理ということでやらせていただいているわけでございますけれども、実際には収入に着目をしているので、1年間の収入の関係でその要件が発動されるということです。人によってはクロマグロの漁獲のウエートが年により、あるいは実態として相当地域とかで違うということがありますので、そういったものが制度の趣旨に則った形で適正に反映して払戻しといいますか、そういったものも行われるようにということの要望だったというふうに承りました。

その点は、我々の方も念頭に置きながら、今後の制度の運用あるいは制度設計に生かしていきたいと思いますので、またいろいろ地域によって実情が違いますので、そういったものも教えていただきながら進めたいと思います。よろしくお願いします。

○田中分科会長 前向きな御回答ありがとうございました。

山内委員、どうぞ。

○山内特別委員 ありがとうございます。

設定基準の検討における主な論点のところにお話がありましたので、少しコメントなり、ちょっと御質問させていただければと思いました。

原則としては5年ということなんですけれども、先ほど資源管理部長からもお話ありました2024年がWCPFCで恐らくクロマグロの管理の非常に大きな分岐点になるといいますか達成点になって、これまではヒストリカル・メディアンですので歴史的中間値を2024年までに達成するというので、これ数字に直すと推定値は初期資源の7%前後だと言われてはいますが、ここから先、もし次のISCでのフルアセスメントの結果によってこれを達成していれば、次の段階にもう一本、資源回復がWCPFCのほうではギアが入るのだと思っております。

これはPゼロですので初期資源の20%を目指すというところで、かなりまた次の10年かけて厳しいところに達成目標を持っていくという判断ではあると思いますし、一方でこの20%というのはWCPFCが持っている限界管理基準値の基本の、適切かどうかはさておき、WCPFCの限界管理基準値としての設定になりますので、これを下方修正することはないんだと思うんですね。そうすると、このちょうど2024年からの、これに限らずいろいろな管理の措置というのはやはりISCのフルアセスメントを見てみないことには、どういうふうに国際資源としての管理がまた厳しくなっていくのか、または緩やかになっていくのか、増枠が可能な状況なのかということも含めて、いろいろちょっと分からないのではないのかなという懸念がありましたので、やはりその長く設定するというところはきつと難しいといえますか、まだ次の一、二年少しWCPFCが動く可能性があるという意味では、ちょっとフルアセスであったりレビューの段階を待った形でうまく調整ができるような方が適切なのかなというふうには思いました、コメントをさせていただきました。

○田中分科会長 コメントを頂いたということです。よろしいですか。

ありがとうございました。

ほかにクロマグロについて、何かございますでしょうか。

ウェブもよろしいですか。

特段御意見がなければ、続きまして、次の事項に移りたいと思います。

次は、国の留保からの配分等について、事務局から説明をお願いします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料10を御覧ください。くろまぐろ以外の特定水産資源の漁獲可能量及びその配分の変更のうち、事前に審議会に、こういった場合にこういうやり方で変更しますということに

ついて、同意を頂いております、具体的な数量は事後報告とさせていただいている分についての御報告です。

資料の2ページを御覧ください。今回、御報告は3件ございます。

まず、一つ目ですが、まあじについてです。こちらは5月12日に、数量明示の配分を受けている関係者の合意に基づいて、島根県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、大中型まき網漁業に、合計で15,400トン留保から配分しております。

二つ目が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群についてです。こちらは6月に、鹿児島県から島根県それから山口県に、合わせて800トン融通を行っております。

3点目が、すけとうだらの日本海北部系群についてです。こちらは令和4管理年度の未利用分の繰越しということでございます。375トンを繰り越しまして、北海道それから沖合底びき網漁業に、6月5日で配分を行っております。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

事前のルールに従って配分をし直したということだと思いますが、何か御意見、御質問等ございましたら、よろしく願います。

特段ないということで、ウェブ参加の方もよろしいですか。

佐々木さん、どうぞ。ウェブ参加の佐々木さん、どうぞよろしく願います。

○佐々木特別委員 佐々木でございます。何度もすみません。

これ、ちょっと単なる質問なんですけれども、こんなふうに増枠等をされるときに、その先に連なる流通との連携とかはなされているのかなというのが、ちょっとした疑問というか質問です。

というのは、やはり例えばアジにしろ先ほどのマイワシにしろ、今、本当に流通、魚が、特にスーパーさんとか魚がなくて困っているというところも多いですし、できるだけ早い段階でこういう情報が流れることによって、市場なりもしくはそのダイレクトの取引もあると思うんですけれども、たくさんの方々が興味を持たれることにつながるのではないかなと思います。そうすると競りが始まると値段も上がって、どの選択肢をとるのかというふうなことを漁業者さんも考えやすくなる環境もあると思いますし、私どものようなレストランもとても興味のある内容でもございます。それから、各増減によって新たなレシピの提案とかそういうこともできる可能性もありますので、どんなふうに浜から先の流通と連携というか、そういうことを取られているのか、もしあれば教えていただければと思い

ます。

○田中分科会長 質問があったということです。

○資源管理推進室長 こちらの今回御報告したような、関係者の合意ですとか融通というこの枠組みの中には、流通ですとか加工の関係の方が直接的に入っているということではございません。ただ、いろいろなところからの要望とか状況を踏まえて、こういった合意形成していくという中で、そういった方の状況というのも情報としては踏まえた上での協議にはなっているというふうには思いますが、枠組みの中には直接は入っていないというのが、今の状況でございます。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。

特に先ほどのマイワシとかというのはすごい大きな数字でしたので、流通と連携されることも視野に置かれると、とても漁業者さんのためになるのではないかなというふうに思いました。単なる意見です。ありがとうございます。

○田中分科会長 じゃ、御意見を賜ったということで、先に進めさせていただきます。

ほか、ございますでしょうか。

特にないということで、それでは、次のその他の事項に移りたいと思いますが、委員の皆様から何か。

高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 ありがとうございます。

資源管理による減船と現在の乗組員の状況というものを、意見として報告させていただきたいと思っております。

これまで漁がなくなると、魚がいなくなったということで即減船ということがかなり一方的に行われてきました。この状況が、当時マスコミなどを通じて憶測等ともに悪者扱いをされてきました。もう一方的にたたかれて、ある乗組員から言わせれば、子供が学校に行って「あなたのお父さんは乱獲という悪いことをしているんだ」というようないじめに遭うというような話も、過去にはございました。そういう状況の中で、今まで乱獲だ、乱獲だと言われながら、乱獲の量というのはどれくらい魚を獲って乱獲なのか、明快な数字というのは私聞いたことはないですが、過去に提示したことはあるのかもしれませんが、私の記憶の中には一切そういうのはなくて、ただ漁がなくなって水揚げ量が減って、それによって乱獲なんだということで資源が枯渇をしたと、こういう毎回同じようなパターンの報告がなされたということです。

不幸なことに、この減船によって強制的に離職をさせられるわけですから、離職をした皆さんが再度漁船漁業に戻ってくるということはないですね。ほとんどの皆さんは内航船なり港湾船なり、それから陸上の方に転職をして、漁船漁業に対して恨みを持って辞めていく方がいっぱいおります。もう二度と行くかと、将来性が全く確保できないんだということで、この穴埋めに、かつての3K、5Kという、我々から見れば決していい話じゃないんですが、そういう産業だと言われながら、その穴埋めは外国人がこれまでやってきたということです。

ただやはり彼らも自分の国の経済状態がかなり好転をしてきて、考え方、それから収入の在り方、大分意識が変わってきました。彼らは日本漁業のために貢献しているわけではございません、あくまでも収入を得るということで来ています。そうすると、彼らの横のつながりの中で条件のいいところにみんな移動していくということになります。さらには条件が合わない、それから収入が少ないということになると、帰国をする。当然のことなんです、そういう事例が多くなってきたという状況になっています。

やはり肉体的な労働が付きまとう漁船漁業ですから、早急に早い時期に機械化を進めなきゃならない。そうしないと、就業人口が減少していく中で、日本国民に対する食料水産物の安定供給というのをどう考えるか、非常に危機感を持たざるを得ない状況になってきているのではないかなと思っています。

今、漁船漁業の約半数が外国人です。遠洋マグロは75%外国人という状況になっています。船舶職員の後継者をつくるにもなかなかうまく進んでいない。現在ももうそれが始まっているのですが、遠洋マグロ漁船で入港してくる船で船舶職員が確保できないと、それから日本人が確保できないということで係船廃業という事例が多くなってまいりました。漁船のマルシップも極端に減ってきています。

こういうことになると、資源と船と人とこの三つのバランスがうまくマッチングしないと漁業は成り立ちませんから、そういう意味でのしっかりとした対策というものを打っていただきたいということで、水産庁には特にお願いをしておきたいというように思います。意見とお願いということで、よろしく願いいたします。

○資源管理部長 すみません。ありがとうございます。

減船の話につきましては、多分、肌実感で皆さん感じておられることがあると思いますけれども、確かに過去の漁船の勢力、あるいは獲るために努力をする、航海計器とか漁労の装置をどんどんアップさせてきたというのは現実問題としてあって、そのためにやむ

を得ず減船という措置を取ったということは、それは事実でございます。

ただおっしゃるように、そのときに、じゃ、どの程度の圧力を削減すればいいのかというのは、明確なそのメルクマールといいますか、そういったものはあまりなくて、いろいろ試行錯誤しながら、2割以上減船するというようなことでやってきたというのが実情でございます。

今回の、新しい資源管理では、神戸チャートというもので、漁獲の強さあるいは資源に対する状態というものを示すような形になっておりますので、一定の数値的な把握というものはできるような形になっておりますので、そういったものを見極めながら本当に減船せざるを得ないのかどうか、一時的に我慢すればいいのかどうかというのを考えながら、将来をどうしていくかと皆さんと考えていくということだと思っております。

あと、人の問題は、多分、漁業だけではないかもしれませんが、労働人口がどんどん日本全体で減っていく中では、しっかり漁業に来ていただける環境づくりというんでしょうか、そういったものを官民挙げてしっかりやっていくことが必要だと思っておりますので、そのためには、おっしゃるように少ない労働人口でしっかり従前の水揚げというんでしょうかね、その利益が確保できるようにというのは重要なことだというふうに考えております。その点も現実をちゃんと踏まえながら、関係の漁業者あるいは労働関係者の方にも意見を伺いながら、しっかり地域に漁業とか産業というんでしょうかね、そういったものが残るように我々の方も努力をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○田中分科会長　ということで、お題を頂けるといふことだと思っておりますけれども。

実は、私、減船の仕事のお手伝いをしたことがあって、減船するときって、大体平均利益率0%のときなんです。それが一つの根拠になっていて、予算要求もできるし。そこから計算すると、何隻、何割減らすとどれぐらいもうかってとかという計算をするんですね。

ほか、何かございますでしょうか。

それでは、特にならなければ、次回日程について、事務局から御案内をよろしく申し上げます。

○管理調整課長　次回の資源管理分科会ですけれども、8月の中旬の開催を予定しております。なお、それまでの間に何か緊急なことがあって緊急な必要のために開催するということがあれば、また御連絡を差し上げたいと思っております。よろしく申し上げます。

○田中分科会長　ありがとうございます。

それでは、以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。